

有田市職員旅費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市条例第 2 号

有田市職員旅費支給条例の一部を改正する条例

有田市職員旅費支給条例（昭和 29 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第 1 章の章名を削る。

第 2 条中「、日当、宿泊料及び食卓料、移転料の 7 種」を「、宿泊費、宿泊手当、転居費」に改める。

第 3 条の前の見出し及び同条を次のように改める。

（旅費の計算）

第 3 条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第 11 条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第 4 条及び第 5 条を削り、第 5 条の 2 を第 4 条とする。

第 2 章の章名を削る。

第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条中「、船賃及び食卓料」を「及び船賃」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 8 条の 2 を第 8 条とする。

第 3 章の章名を削る。

第 12 条の前の見出し並びに同条及び第 13 条を次のように改める。

（宿泊費）

第 12 条 宿泊費は、別表第 1 に掲げるところに従いこれを支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同表の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

（宿泊手当）

第 13 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第 1 で定める 1 夜当たりの定額とする。

第 14 条を削り、第 15 条を第 14 条とし、同条の次に次の見出し及び 1 条を加える。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条、第12条及び第13条関係)

区分	鉄道賃	船賃	車賃	宿泊費	宿泊手当
市長 副市長 教育長 一般職の職員	普通料金	普通料金及び特別船室料金	実額	実額	円 2,400

備考1 会社航路を利用する水路旅行における船賃は、「普通料金及び特別船室料金」を「1等実額」と読み替える。

2 宿泊費の上限額は、国家公務員等の旅費に関する法律の例による。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する当該職員の職務の級については、市長、副市長及び教育長については指定職職員等とし、一般職の職員については職務の級が10級以下の者とする。

3 一般職の職員が、市長、副市長、教育長又は市議会の議長、副議長及び委員長に同行若しくは随行したときの旅費は、同額とする。

4 宿泊手当の額は、宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合においては3分の2の額とし、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合においては3分の1の額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。